

## スタッフ徒然日記(^・^)♪

リフォームエンジニア



吉本

皆様こんにちは！  
暖かくなりましたが、いかがお過ごしでしょうか？  
コロナも少し落ち着いてきましたね。  
僕はこのタイミングで兵庫県まで厄払いに行きまして。現地で弟夫婦と合流し門戸厄神東光寺という立派なお寺に参拝してきました。  
久しぶりの遠距離運転に疲れ、観光も程々に帰ってきましたが、厄も払って凄くリフレッシュ出来ました。

5月と言えば、お茶摘みですね！  
我が家では毎年、5月の連休になると家族総出でお茶摘みをします。  
主に父が、機械で刈るのですが山の畑は急勾配で足元も悪く、摘んだお茶を運ぶのも大変なんです。普段から運動不足の私は、大きな袋に入ったお茶の葉を背負いふらふらになりながら運んでいます。もちろん、次の日は全身筋肉痛です。  
農業の大変さを肌で感じるゴールデンウィークになりました。  
無農薬で作られたお茶はとっても美味しいですよ！



藤本



## 5月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
30 友引	1 先負	2 先負 八十八夜	3 仏滅 憲法記念日	4 大安 母の日	5 赤口 こどもの日	6 先勝 立夏
7 友引	8 先負	9 仏滅	10 大安	11 赤口	12 先勝 下流	13 友引 満月
14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 仏滅
21 大安 小満	22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安 新月
28 赤口 上流	29 先勝	30 友引	31 先負	1 花の日	2	3



## お知らせ

お友達、大募集～★

QRコードを読み取って  
ライフ協町とラインでお友達に  
なりませんか！！



QRコードよりお友達  
追加おしします



\* ライフ協町では、ラインでお友達を募集しております！  
ご登録いただいた方には7レベント進呈中！是非ご登録下さい。

LIXILリフォームショップ ライフ協町(株)オオサカ

〒779-3602 徳島県美馬市協町大字猪尻字建神社下南182-1

TEL:0883-55-0596 FAX:0883-55-0597

定休日/日曜日 営業時間/8:30～19:00



ライフ協町

検索

ホームページも見てね (^・^)/

# ハッピーレター♪

VOL  
172

住まいのことは  
LIXILリフォームショップ

ライフ協町 (株)オオサカ

おかげさまでライフ協町は22周年を迎えることが出来ました。

ライフ協町店長西原



リフォームコンシェルジュ

こんにちは、ライフ協町の西原です。  
5月は、まさに風薫る季節、新緑が気持ちよいですね！  
スポーツしたり旅行に出かけるのもいいですね。コロナの行動制限もなくなったので、近くの山にトレッキングに行こうと思います。空気の良い山頂で食べるおにぎりは最高ですね！  
また、出かけたら近況をご報告します。

料金後納

ゆうメール

ライフ協町  
〒779-3602  
徳島県美馬市協町  
大字猪尻字建神社  
下南182-1

## 第172回 店長西原の なんでも体験記

今回のテーマは今問題の空き家対策の話です。

以前にも取り上げましたが、近年、空き家問題がますます加速しています。  
私たちの地域も例外ではなく特に、過疎化が進む四国では、深刻な現状になりつつあります。  
私の家の周辺にもかなりの数の空き家を目にします。

先月も、都会に住む友人から空き家の処分に関して相談がありました。  
親が住んでいた家が老朽化して帰るあてもないので、解体してほしいとの相談でした。親がなくなり相続した家をそのままにしているケースがまさに空き家問題なのです。今、日本全国で800万戸以上の空き家があるとされています。私たちが相談を受ける場合、やはり老朽化した家をリフォームしたいとの相談が一番多いのですが、最近、解体や管理の相談が増えてきています。実際、空き家になると様々なリスクがでてきます。まず、空き家を放置したまま、場合によっては10年近くそのままの状態の家も多くあります。この場合、第三者が盗難目的で不法侵入したり、放火、倒壊のリスクも発生します。そうすると、空き家の問題はその所有者だけでなく、その地域の問題にもなります。そのため、国も空き家問題に本格的に対策を立て始めました。

平成26年に空き家等対策の推進に関する特別処置法(空き家対策法)が成立しました。この対策法で一番大きな影響があるのは空き家の処分を第三者が出来るという点と、固定資産税の特別対象から除外させるケースが出てくる点です。災害のリスクのある古い建物は、行政からの指導や勧告を受けても対応しない場合、強制発動が可能になりました。また、このような場合、これまで、土地の上に建物があると固定資産税の軽減優遇がなくなり、負担額が上がってしまいます。つまり管理が面倒だと言って、空き家をそのまま放置しておく、行政指導を受け、強制発動や固定資産優遇もなくなりますよということです。これを受け行政でも空き家バンク等、空き家に関する相談窓口を設ける市町村が増えてきました。

ただ、空き家の管理修繕にしても、売却にしても、解体にしても、最終的には本人の決断とある程度の費用がかかることを認識した上で相談を受けなければなりません。

行政は相談や紹介はしてくれますが、あくまで最終的な交渉や契約等に関しては本人の責任において行われます。



ホームページでスタッフブログも是非チェックしてみてくださいね(^・^)/

ライフ協町

検索

LIXIL  
Link to Good Living